

「DX アルケミスト事業」業務委託仕様書

第1 目的

本県では、「デジタルを佐賀のビジネスの常識に」を目標に、

- ・ 2018年に開設した全国初のDX推進ハブ「産業スマート化センター」を核に、企業訪問や伴走支援を組み合わせた県内企業のデジタル利活用の推進
- ・ 毎年100~200名規模でのプログラミングやノーコード、SaaSなどを使いこなすDX人材の育成と、コミュニティ形成や創業・副業支援

といった「企業支援」と「人材育成」の両面からアプローチしてきた。

この結果、様々な業種・業態で取組事例が顕在化し、それらが周囲への刺激や気づきとなって自律的な取組へとつながりつつあることは一定の成果である。だが、現時点ではその多くがデジタル技術を活用した合理化・効率化を中心としたものに留まっており、「事業そのものを変革し競争上の優位性を確立する」といった目線でのチャレンジはまだ少数である。

このため、「デジタルで稼ぐ」ことをテーマとした企業や経営者のコミュニティを新たに立ち上げ、当該コミュニティを起点とした事業創出を促すことで、さらなる県内産業のDXの推進・深化につなげていくこととする。

第2 業務内容

事業の目的達成に向け、次に掲げる業務及び企画提案競技時の提案書の内容に取り組むこと。

- 1 「デジタルで稼ぐ」ことをテーマとしたコミュニティの立ち上げ及び運営
 - ・ 「デジタルで稼ぐ」とは、デジタルを用いて新たに事業を起こすことや、デジタルによる既存事業の拡大（販路や客層等）、デジタルを活用して経営戦略を立てることを指すものとする。
 - ・ 「デジタルで稼ぐ」ことに意欲や興味関心があり、実際に取り組む意思を有する経営者や企業関係者からなるコミュニティを立ち上げること。
 - ・ 委託事業の終了までに、次年度以降のコミュニティ活動への一定以上の参画が期待できるアクティブメンバーを20名程度、確保すること。
なお、既にその具体的な候補や想定等がある場合には、企画提案書に例示すること（提案時点での本人の承諾有無は問わない）。
 - ・ 参加者及び県内の企業関係者にとって魅力的で参加したくなるような名称やコンセプトを考案し、企画提案書で提案すること。
- 2 コミュニティ活動を通じた参加者の研鑽及び交流
 - ・ コミュニティ活動の一環として、参加者相互の研鑽のため、セミナーやイベントを行うこととし、委託事業の期間中に少なくとも3回以上、実施すること。その具体的な内容や時期などについては、企画提案書で提案すること。
 - ・ 参加者相互のネットワーキングのため、オンラインも含めた交流の場や機会を設けるとともに、テキストチャットなどを用いた日常的なコミュニケーションのための仕掛けや仕組みを設けること。
なお、その具体的な方法や内容については、企画提案書で提案すること。
- 3 コミュニティ活動を母体とした事業の変革・創出及び県内への普及啓発
 - ・ アウトプットの一つとして、コミュニティ活動を起点・契機に、参加者が所属する企業等での事業の変革や新事業の創出につながった事例を3件以上、創出することとし、そのために必要な支援を行うこと。（「事例の創出」とは、当事業のコミュニティ活動で得たアイデアを参加者が所属する企業等で計画（企画・立案等）し、当該企業等内でオーソライズを得た時点からをいうものとする。）

なお、現時点でその支援について想定する内容等があれば、企画提案書に例示すること。

- ・ 「事例の創出」に当たり、デジタルツールの試用等を通じた開発・検証が必要な場合に要する費用について、実証や試用などの範囲に限って事業受託者側で本事業の委託料から負担することを妨げないものとする。
 - ・ 「事例の創出」について、佐賀県産業スマート化センターの事例紹介ページに掲載できるよう記事化するとともに、同センターのセミナーや県が行う SAGA Innovators Talk Live への登壇を通じて、県内企業への普及啓発に努めること。
- 4 自律的なコミュニティ活動へ向けたコミュニティの参加者・運営者の質の確保・向上
- ・ コミュニティ参加者が、広い視野や多様な視点の下、自ら使命感をもってその責任において自社や業界の既成概念・固定観念を覆し、新たな境地を切り開くような姿勢やマインドを有する者を発掘・育成するよう努めること。
 - ・ 立ち上げたコミュニティの自律的で持続可能な運営に向けて、参加者の中から一定数、コミュニティオーガナイザー等となり得る人材を見出し、育成すること。
- 5 その他
- ・ その他、「第1 目的」に掲げる事業目的の達成のため、上記1～4に掲げる以外のことであっても、必要かつ効果的と思われるものについては取り組むこととし、その具体的な内容については「独自提案」等として企画提案書で提案すること。
 - ・ 県で取り組む産業 DX 及びスタートアップ関係事業との連携を図るとともに、これらに関わる各種の施設や機関、団体等との連携を強化し、相乗効果を生み出すよう努めること。
- ※ 関係事業については以下のページ末尾の「視察対応資料（2024 年度版）」を参照。
https://www.pref.saga.lg.jp/ki_ji003105645/index.html
- ・ 本事業の遂行にあたり、必要に応じて佐賀県産業 DX・スタートアップ推進グループや佐賀県産業スマート化センターと協議の上、実施すること。

第3 守秘義務

- (1) 受託者は、業務に当たり知り得た企業秘密等を他に漏らしてはならない。
- (2) 受託者は、配置する職員に対して、業務に当たり知り得た企業秘密等を厳守させるため、関連企業等の求めに応じて、誓約書の提出など秘密保持のための措置を取らせることができる。

第4 事業の報告について

委託業務完了後、速やかに委託業務完了報告書を冊子及びデータで提供するものとする。

第5 委託期間

契約締結の日から令和7年2月28日まで。

第6 その他

- (1) 本事業に関する事務は、受託者が行う。
- (2) 受託者が、本業務委託により新たに制作した制作物の著作権（著作権法第21条から第28条に定める全ての権利を含む）は、佐賀県に帰属するものとし、県は、これらの制作物（写真、イラスト、文章、ホームページ画面、データ等）を無償で自由に二次利用できるものとする。また、制作者は佐賀県に対して著作人格者権を行使しないものとする。
- (3) 制作物の中に第三者が著作権を持つ素材を利用する場合には、それぞれの著作権者と協議の上、利用を行うこととする。二次利用についても同様とする。
- (4) 制作物に係る著作権・肖像権処理等に関して第三者と紛争が生じたときは、受託者は

- 直ちにこれを県に報告し、受託者の責任と費用負担において解決するものとする。
- (5) 本事業の一部を第三者に再委託する場合には、あらかじめ佐賀県産業DX・スタートアップ推進グループに対して、再委託する業務の内容、再委託先、再委託先に対する管理方法、その他必要な事項を報告し、承認を得ること。
 - (6) 受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合には、個人情報保護法（平成15年法律第57号）を遵守しなければならない。
 - (7) 本仕様書に記載のない事項については、佐賀県と受託者で協議し、決定する。また、業務の実施に当たっては責任者を明確にし、佐賀県産業DX・スタートアップ推進グループの職員等関係者と連絡を密にし、遺漏の無いようにすること。
 - (8) 訪問先との間に発生したトラブルに対しては、受託者が責任をもって対処すること。
 - (9) 受託者は、本業務に係る契約の終了に伴い、他者に業務の引継ぎを行う必要が生じた場合と佐賀県産業DX・スタートアップ推進グループが判断した場合には、佐賀県産業DX・スタートアップ推進グループの指示を仰ぎながら事前に必要な措置を講じるとともに、円滑な引継ぎを行うものとする。
- なお、具体的な内容については、受託者と佐賀県産業DX・スタートアップ推進グループの協議によることとする。